

首都圏大学非常勤講師組合臨時総会決定:早稲田ユニオン分会設立

(2013年9月21日、早稲田大学構内で開催)

本臨時総会は、5年雇止問題に係るこの間の運動を総括し、当面の運動方針を決定するために開催されます。特に、100名に達した早稲田出講組合員の連絡・連携・連帯の組織として、早稲田ユニオン分会を設立します。そして、不利益変更撤回を求める私たちの強い意志をアピールするものです。

早稲田大学の不利益変更の性格：改正労働契約法に基づく雇用安定化の道を閉ざす

早稲田大学理事会は改正労働契約法の18条潜脱（5年無期転換を避ける）、19条潜脱（雇用継続の期待権のリセット）、20条潜脱（非常勤講師の不合理的な処遇を誤魔化す）という目的から、非常勤講師就業規程を制定し、契約年限5年上限（18条潜脱）、契約期間変更とクーリング（19条潜脱）、4コマ上限とその計画的実施（20条潜脱）等の労働契約の一方的不利益変更を行おうとしてきました。

早稲田問題の位置づけ：雇用継続の期待権のはく奪を許さないたたかいの天王山

- i. 存亡をかけたたたかい：5年雇止・雇用継続の期待権のはく奪を許し、全国への拡大を許すのか
- ii. 処遇の抜本的改善へ向けたたたかい：不利益変更の撤回は非常勤講師の処遇改善に直結している早稲田を皮切りに、期待権の確保による雇用の安定化、講師給2倍化等の処遇改善の流れをつくる
- iii. 数百名の分会、1000名の組合を実現するのか、5年雇止により組合の発展の道を塞がれるのか

I. 報告：5年雇止等不利益変更を許さない活動について

1. これまでの運動の発展について

これまでの運動は、次の4つの局面に分けることができます。

- (1) **不利益変更の抑え込み期**：5年雇止問題の発生から早稲田大学の就業規則施行（2月～4月1日）
- (2) **運動の立ち上げ期**：刑事告発からコマ減実施計画の通知（4月8日～6月18日）
- (3) **運動の発展・飛躍期**：集団告訴から、6コマ上限への譲歩（6月21日～7月22日）
- (4) **早稲田ユニオン分会結成準備期**：第3回早稲田分会準備会から臨時総会（7月20日～9月21日）

(1) 不利益変更の抑え込み期：5年雇止問題の発生から早稲田大学の就業規則の施行まで

- i. 予算委で5年雇止の質問（2月21日）：「一律に辞めさせ無いように」との答弁 **各国公立大学5年雇止を行わないと回答（3月）**
- ii. 首都圏組合と関西圏組合による5年雇止め反対共同声明（2月26日）
- iii. 早稲田大学との第1回団交（3月19日）：組合は不利益変更を拒否、就業規則の施行停止を要求
- iv. 早稲田大学は、就業規則の施行停止要求に拒否回答（3月25日）
- v. 早稲田大学は、全非常勤講師に、非常勤講師就業規程・労働条件通知書を送付（3月25日）
- vi. 『更新上限』問題 緊急院内集会（首都圏組合、関西圏組合、都大教の共催3月28日）
- vii. 首都圏大学非常勤講師組合定期総会（3月31日）：5年雇止への対応方針、早稲田講師の加入の開始
- ix. 早稲田大学が就業規則を施行（4月1日） **立正大学が不利益変更（5年雇止）の停止を回答**

第1回団交のポイント

- i. 契約期間変更、5年雇止、4コマ上限の就業規則の制定、過半数代表選挙の実施について事後報告
- ii. 過半数代表選挙の瑕疵：非常勤講師のみに投票依頼、立候補期間無、投票用紙の未配布・未送付
- iii. 組合は違法な選挙と一方的不利益変更に断固抗議し、就業規則施行停止を要求。理事会側は拒否

第1期においては各大学における5年雇止問題の発生を抑え込むため、国会質問、院内集会、全ての国公立大学と動きが把握できた私立大学への団交申し入れを行い、ほぼ所期の目的を達成しました。

(2) 早稲田大学における運動の立ち上げ期：刑事告発からコマ減計画の通知まで

- i. 松村比奈子・佐藤昭夫の両氏が、早稲田大学全理事を刑事告発（4月8日）
- ii. 早稲田問題1号ビラ発行（刑事告発 4月9日）：学内3千枚配布（4月上旬）
- iii. 第1回説明会開催（4月27日）：60名参加 **法政大学が就業規則の本年度実施断念（団交4月16日）**
- iv. 第1回早稲田ユニオン分会準備会開催（5月6日）
- v. 1号ビラの首都圏3千枚の配布（4月末～5月前半） **5月末に新規加入30名を達成**
- vi. 第2回団交（6月6日）：理事会側は第1回団交とことごとく矛盾する説明 ⇒ 集団告訴へ
- vii. 2号ビラ発行（法政大学が5年雇止本年度断念・告発を受け調査開始 6月8日）

第2回団交のポイント

- i. 選挙はポータルで周知した。そもそも選挙に瑕疵があろうとも、就業規則自体は有効と考える。
- ii. 投票は全教員に呼びかけた。iii. 組合は、前回との矛盾を指摘し、契約年限規程について質問。
- iii. 組合は、不利益変更は、労働契約法の潜脱のための不当な行為であり、撤回すべきことを主張

第2期以降、組合は、全体の帰趨を制する早稲田大学の不利益変更を撤回させることに力を集中しました。当初、組合は、早稲田出講組合員が約10名という極めて劣勢な状況にあった為、三役全員で早稲田対策にあたり、当面100名の組合員を確保することを最優先としました。そのために、

- i. 労働基準法違反の瑕疵を突き、刑事告発の手段により、広く世間の注目を集め、早稲田大学理事会を世論により追い詰める、ii. 不利益変更の不当性を全面的に明らかにし、理事会の孤立状況を示して、不利益変更を撤回させる展望を示す、iii. 学内で全非常勤講師に各種ビラを配布し、説明会を開催すると共に、首都圏の拠点大学で早稲田ビラを配布し、組合加入をすすめる、という戦術をとり、100名の組合員確保をめざして、早稲田ユニオン分会準備会を開催していきました。 **新規加入30名を確保。**

(3) 運動の発展・飛躍期：集団告訴から、当面6コマ上限への譲歩、法学部クーリング否定まで

早稲田大学4コマ上限の実施計画の非常勤講師向け通知（6月18日）

日本私大連合会による文科大臣への要望書（6月24日）：労働契約法の私大有期労働者適用除外

法学部によるクーリング期間設定アンケートの実施（7月3日）

日本語センターによる来年度の4コマ上限実施通告（5月20日）とその撤回通知（7月18日）

- i. 早稲田大学非常勤講師による集団告訴・記者会見（6月21日）：告訴人15名。
- ii. 第3号ビラ（4コマ上限実施計画に正当性はありません）発行（6月28日）
- iii. 第1回外国人講師を対象とする組合説明会（6月30日）：参加7名（加入4名）
- iv. 外国人講師向け英語ビラの発行（7月5日）
- v. 第2回説明会開催（7月5日）：40名参加（加入8名）
- vi. 法政大学との団体交渉（7月9日）：過半数代表選挙への改善要求の主要項目への対応を約束
- vii. 記者会見（7月10日）：法学部クーリング意向調査は違法、撤回を。私大連合会要望への抗議。
- viii. クーリング・アンケート緊急ビラ発行（7月12日）：英語・日本語両面

- ix. 日本語センター所属講師向け組合説明会ビラの発行（7月19日）
- x. 第4号ビラ（早稲田大学はクーリング意向調査を中止すべきです）の発行・発表（7月20日）
- x i. 第3回団交（7月22日）：語学等当面の間6コマ上限、法学部アンケートは不適切
- x ii. 第2回外国人講師向け説明会（7月27日）：参加13名（加入6名）

7月末に新規加入70名を達成、早稲田ユニオン準備会80名を確保 ⇒ 分会結成へ

第3回団交のポイント

- i. 労働者過半数代表選挙の投票はポータルで周知した。ポータルへの掲載の履歴の開示はしない。
- ii. 法学部のクーリング・アンケートは不適切。法を潜脱するようなアンケートは行わない。
- iii. 語学・実習・実験については、当面の間、6コマを上限とする。
- iv. 組合は、有期雇用者の契約年限規程についての瑕疵を指摘、不利益変更の撤回を重ねて要求。

第3期には、拡大三役体制により、運動を推進し、運動の局面は大きく変化しました。学術院長会の4コマ上限実施計画の通知、法学部等におけるクーリング・アンケートに対して、それらの不当性を、第3号ビラ及び英語ビラの発行や記者会見の開催により直ちに学内外にアピール。非組合員を含む非常勤講師15名による集団告訴も理事会に大きな打撃となりました。そして、専任教員向けを含む圧倒的な大量宣伝によって学内の状況を一変させていったのです。組織的には、新規大量加入で組合員80名の確保に成功。これらのことが理事会を動揺させ、当面6コマ上限と脱法クーリングの断念という重要な成果に結びつくことになりました。しかし理事会側の譲歩により、組合加入の勢いが削がれたことも事実です。また、この時期から早稲田大学理事会は労契法適用除外に活路を求め始めました。

(4) 早稲田ユニオン分会結成準備期：第3回早稲田ユニオン分会準備会から臨時総会まで

- i. 執行委員会（7月14日）：拡大三役の体制を承認、執行委員の補充。早稲田分会の設立を決定
- ii. 第3回早稲田ユニオン分会準備会（7月20日）：結成総会の日程を提案、事務局等体制整備の課題
- iii. 教員組合との懇談（8月2日）：過半数代表選挙の瑕疵の事実確認 ⇒ 有期雇用者年限規程も告発へ
- iv. 計画に基づく2014年度のコマ減の一部が通知され（7月末）、直ちに団交申し入れ（組合員5名）
- v. 三役会による臨時総会の開催提案（8月6日）：全組合員へ送付
- vi. 第4回団交（8月23日）：法学部アンケート撤回・謝罪及意図的クーリングの断念、偽装請負問題
- vii. 第4回早稲田分会準備会（8月30日）：総会の企画、参加目標（150名）、総会までの組織化方針等
- viii. UTU・早稲田インターナショナル支部と懇談（9月6日）：5年雇止問題での両組合の連携関係を構築

第4回団交のポイント（理事会側発言）

- i. 法学部のアンケートについては撤回し、お詫びする。意図的に空白期間を設定することはしない。
- ii. 日本語インストラクターは、就業規則（5年年限）により、今年度から雇止を行う
- iii. コマ減計画は、教学上の理由により実施されるので、来年度の10コマ上限へのコマ減は正当。
- iv. 商学部ではビジネス英会話をチュートリアルに置き換える等のカリキュラム再編コマ減がある。
- v. 非常勤講師就業規則への意見書は、有期効用者の年限規程への意見書を兼ねている。
- vi. 雇用条件は周知してあるので、契約更新により、労使の個別合意が得られたと解する。

第4期には百名の組合員の確保により分会を結成する見通しがたった状況の下で、早稲田出講メンバーを中核に加えた拡大三役による運動の推進体制を軌道に乗せるとともに、団体交渉において次の3つの具体的な雇止・コマ減事案への対応に踏み込んでいます。i. 10コマ上限によるコマ減、ii. 商学部のビジネス英会話の廃止、チュートリアル・イングリッシュへの転換によるコマ減、iii. 日本語インストラクター5年上限による一律雇止。秋からの本格的組織化の準備の局面にあります。

2. 早稲田ユニオン分会準備会を中心とする宣伝活動（10種3万7千枚を超えるビラを配布）

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| i. 第1号ビラ（早稲田大学の理事全員が告発されました） | 4月上旬 3000枚（首都圏3000枚） |
| ii. 第1回説明会案内ビラ | 4月中旬 3000枚 |
| iii. 第2号ビラ（法政大学が5年雇止停止、労基署が調査開始） | 6月中旬 3500枚（首都圏3500枚） |
| iv. 第1回外国人講師向け説明会開催ビラ | 6月下旬 数百枚 |
| 以上第2期 | |
| v. 第2回説明会開催ビラ | 6月末 3000枚 |
| vi. 専任向け手紙 & 第1号・第2号表ビラ | 6月末 1200セット |
| vii. 第3号ビラ（4コマ上限実施計画に正当性はありません） | 6月末 3700枚（首都圏3500枚） |
| viii. 外国人講師向けビラ1号 | 7月上旬 1千枚 追加800枚 |
| ix. 第2回外国人講師向け説明会開催ビラ | 7月中旬 数百枚 |
| x. クーリング問題ビラ（英語・日本語両面） | 7月中旬 3400枚 |
| xi. 日本語センター所属講師向けビラ（説明会案内） | 7月20日 250枚 |
| xii. 第4号ビラ（クーリング調査を中止すべきです） | 7月末 3400枚（専任向け1100枚） |

以上第3期

3. 組合員拡大の到達点（9月21日現在）：早稲田出講組合員102名を達成

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| i. 3月末以降の早稲田大学出講者の新規加入者数 約90名 | 早稲田大学出講組合員数 102名 |
| ii. 3月末以降の早稲田以外の非常勤講師の加入者数 約20名 | 全組合員数 409名 |

4. 運動の到達点と課題

この間の運動は、以下の3点を達成した。i. **基本要件について**：不利益変更の撤回には至っていないが、当面6コマ上限、意図的なクーリングの設定を断念させる等部分的ではあるが重要な譲歩を勝ち取りました、ii. **組合組織の到達**：早稲田大学で当初の10名から102名へと組合員を拡大し、全体でも300名前後から400名を超える組合へ発展しました、iii. **今後の運動発展の条件確保**：積極的なマスコミへのアピールと系統的な大量宣伝により、不利益変更の撤回をもとめる組合の主張は、早稲田大学内外に広く深く浸透しました。また、有期雇用者の年限規程についての告発、不誠実団交とコマ減・雇止事案に対する救済申し立てのための事実資料を十分に確保することができました。以上のことから、**秋の出講伺いを経て来年度の担当科目を確保した上で、本格的な組合組織化と不利益変更拒否の運動を展開するための基礎的な条件を十分構築することができた**、と言えるでしょう。

しかし、次のような課題も明らかになっています。i. 三役会は早稲田問題に集中してきたために、**執行委員会の機能が弱まり**、首都圏組合全体の力で、早稲田大学の運動を支援・推進する体制の構築が遅れている、ii. 三役への過重負担により、**法的手続きへ持ち込むためのいくつかの作業に遅れ**が出ており、また、**早稲田ユニオン分会の事務局体制と連絡体制の構築に遅れ**がでている。iii. とりわけ、労働契約法の適用除外が狙われており、これを阻止することが重要となっている現状、また、コマ減・雇止事案への対応に踏み込んでいく現状では、これらの遅れを克服することが急務です。

II. 方針の提案：当面の運動の基本方針と組織化戦略について

1. 臨時総会開催のふたつの目的

臨時総会開催の目的は、第1に、5年雇止問題の全国的帰趨を決する早稲田大学における運動の発展へ向け、首都圏大学非常勤講師組合の総力を結集していくために、**この間の運動の到達点、情勢の現局面、運動の基本方針について、全組合員に説明し、討議を行い、意思統一を行うこと**です。臨時総会では、当面の運動方針を決定し、指導体制を承認します。そして、目的の第2は、**100名に達した早稲田出講組合員の連絡・連携・連帯の組織としての早稲田ユニオン分会を設立すること**です。臨時総会は、秋以降の運動の体制を整えるとともに、不利益変更撤回を求める私たちの強い意志をアピールするものになります。

2. 情勢の現局面：14年度の雇止・コマ減の撤回が焦点、また非常勤講師全員が不利益変更への対応を迫られる

現局面は、不利益変更の根拠となるふたつの就業規則（非常勤講師就業規程および有期雇用者の年限に関する規程）について共に、**i. 民主的な手続きによる過半数代表選挙という労働基準法第90条の要件を欠き、ii. 有期雇用労働者の雇用の安定化という改正労働契約法の趣旨に反し、iii. 不利益変更に係り、非常勤講師との個別の労働契約が締結されていない、**という何重もの瑕疵が指摘、宣伝されており、大学理事会による一方的**不利益変更の実効性に大きな疑問符が付いた状況**です。理事会は、18条・19条潜脱の本命と考えられる意図的なクーリングの設定の断念に追い込まれ、20条対策の4コマ上限も当面6コマとせざるを得ない等、**明らかに後退と譲歩を余儀なくされています。**

そのような状況の下で、現在、10コマ越え及び商学部カリキュラム再編によるコマ減と日本語インストラクターの5年雇止の3つが団交事項となり、争われています。そして、10コマ以上によりコマ減通知を受けた5人（10人中）、チュートリアル・イングリッシュへの置き換えによるコマ減では4人（13人中）が団体交渉に合流しています。また、日本語インストラクターの5年雇止では、退職の同意を含む雇用条件確認書が交付され、対象の半数約10人が組合の呼びかけに応え、不同意の添え書きをして提出した模様です。3つの事案全体で約半数の20名程度が組合に結集し、団体交渉で撤回を求めていく状況です。そして、理事会は不利益変更の根拠を失う状況に陥っており、**雇止・コマ減の対象者が組合に加入し、個別の合意を拒否して抵抗すれば、雇止めもコマ減も撤回が可能な状況が現れています。**しかも、今年のたたかいで雇止・コマ減を阻止することができれば、5年後に至るまで雇止・コマ減は事実上不可能となり、希望者全員を無期契約とする展望が拓かれます。現行就業規則とコマ減計画の下ではひとりの雇止もコマ減も絶対に許さない、という組合の立場を広く明らかにして、雇止・コマ減事案の対象となっている全員を組合に迎え入れ、抵抗していくことが重要です。

また、早稲田大学の全ての非常勤講師が、**不利益変更にどのような態度を取るのか、をこの秋に迫られること**になります。労働条件が周知された下での契約の更新は、**不利益変更についての労使合意とみなす、と理事会が主張しているから**です。組合に加入し、抵抗していかなければ、**不利益変更を容認したと見なされ、雇用継続の期待権を奪われ、計画に基づくコマ減と5年後の雇止に追い込まれることになるのです。**

なお、今後警戒しなければならないのは、クォーター制の導入に絡めたクーリング期間の設定やカリキュラム改革による科目毎の年限導入と雇止の可能性です。警戒すべき第2は、**労契法適用除外**です。労契法は、基本要求の法的根拠であり、適用除外は絶対に許してはなりません。

3. 当面の基本要

- I. 早稲田大学理事会は就業規則の施行を一時停止し、就業規則制定のための労働者過半数代表者選挙をやり直すこと。
- II. 早稲田大学理事会は労働契約の一方的不利益変更である契約期間変更、更新5年年限設定、担当科目上限設定等の不利益変更を撤回すること。
- III. 早稲田大学理事会は、2014年度のすべてのコマ減・雇止を撤回すること。今回の不利益変更とコマ減計画が撤回されない限り、例えば、教学上必須の事案と主張されても、ただ一人の雇止も、ただ一つのコマ減も容認しない。
- IV. 日本語インストラクター就業規程（5年上限規定）の2009年4月1日適用は無効であり、2013年度末の一律雇止を撤回すること。雇用条件確認書に不同意の添え書きをした人の雇用の継続。
- V. 商学部のビジネス英会話のジェネラル・チュートリアル・イングリッシュへの変更によるコマ減を撤回すること。この変更は必修科目の運営・単位認定の外部業務委託化であり、文科省指導（大振8平成18年1月）に違反している。高等教育機関に許されていない無責任な教育体制への変更を理由とするコマ減には応じられない。また、早稲田大学で働いているすべての教員は直接雇用すること。
- VI. 不利益変更を撤回した上で、改正労働契約法を完全実施すること。
 - i. 18条の実施：5年を待たず、希望者を直ちに無期契約雇用とすること。
 - ii. 19条の実施：合理的な理由の無い雇止めは行わないこと。
 - iii. 20条の実施：講師給を2倍化し、非常勤講師の過重負担の改善をおこなうこと。
- VII. 文科省・厚労省は大学有期雇用労働者の改正労働契約法の適用除外を許さず、完全実施すること。

4. 運動方針と組織化戦略

- i. 来年度へ向けた雇止・コマ減をすべて団体交渉に乗せて、ことごとく撤回させることをめざします。そのために2014年度へ向けた雇止・コマ減対象者の全員を組合に組織していくことをめざします。
- ii. 有期雇用者の年限規程に係る告発を行うとともに、理事会側の団交における不誠実な態度を正すため、また労働契約の一方的な不利益変更の撤回を求めて、労働委員会への救済申し立てを行います。
- iii. 日本語インストラクターの雇用条件確認書に不同意の添え書きをした全員を代理して交渉を行います。また、来年度以降の雇止めに不同意の全員を組合に組織していくことをめざします。
- iv. 商学部のビジネス英語の外部委託化について、偽装請負の疑いがあるので告発を検討します。
- v. 今後の団体交渉は、不利益変更の撤回と個別の雇止・コマ減の撤回へ向けて数の力を示していくために、大衆団交として行います。さしあたり、第5回団交（9月26日）は、当事者と早稲田分会全員、及び執行委員全員に参加を呼びかけ、大衆団交として実施します。また、重大局面においては、全組合員に対して早稲田大学理事会との団交への参加を呼びかけることも検討します。
- vi. 就業規則と労働条件通知書により、労働契約の不利益変更は周知されており、その下で契約更新するのだから労使の個別合意が成立することになると理事会側は強弁しています。したがって、出講伺いを受けて契約の更新が合意されるこの秋学期中に、数百名の分会を確立し、労使合意を不成立とさせるべきであることを、強く、広く訴え、組合員の拡大をすすめていきます。
- VII. 首都圏大学非常勤講師組合は、大学の非常勤教職員多数の雇用と労働条件を不安定で劣悪なままに放っておいて、非常勤講師の処遇だけが改善されればよい、とは考えません。チューター・インストラクター・非常勤職員等早稲田大学で働くすべての非正規労働者を組合に受け入れ、早稲田ユニオン分会のメンバーとします。力を合わせて雇用の安定化、賃金・労働条件の抜本的改善をめざします。

5. 早稲田ユニオン分会の設立

本臨時総会の決議により、運動を展開していくための基幹的組織として、早稲田ユニオン分会を設立します。第1に、設立の目的は、今回の不利益変更で直接被害を受ける早稲田出講組合員の連絡と連携を密にし、団結して運動をすすめていくことです。第2に、分会の設立に伴い、100名を超える組合員を箇所別、専門別のサブグループに組織することになります。このサブグループが機能することになれば、カリキュラム改変等教学問題への対応が必要となった場合にも、適切な行動を組織することが可能となることも展望することができます。第3に、早稲田ユニオン分会は、総会、執行委員会、三役会等の首都圏大学非常勤講師組合の機関から独立した独自の機関を持つことはありません。運動の指導・推進は首都圏大学非常勤講師組合の拡大三役会が行います。

6. 運動を推進する体制

本臨時総会は5年雇止・早稲田問題に対応する為に、確立されてきた拡大三役会による指導体制の承認をおこないます。この体制は**三役会の判断**で実施され、執行委員会(7月14日)で承認されています。拡大三役は拡充され、現在、**6名の執行委員(いずれも早稲田ユニオン分会員)**が加わっています。**臨時総会ではこの拡大三役体制を承認し、運動を推進する体制を確立します。**

7. 組合室設置要求：早稲田ユニオン分会の設立を受け、首都圏大学非常勤講師組合は、早稲田大学構内に組合室を設置することを理事会に要求します。

臨時総会議事事項等

(戸山キャンパス 36号館 581教室)

第1部 記者会見 14:00~15:00

- ① 早稲田大学の脱法クーリングの実施断念について
- ② 早稲田大学日本語非常勤インストラクター5年雇止に係る違法行為について
- ③ 早稲田大学理事会の有期雇用者の就業年限規程の制定過程における違法行為の追加事実について
- ④ 早稲田大学・商学部ビジネス英語の廃止、外部委託化と偽装請負疑惑について

第2部 臨時総会・分会結成集会 15:00~17:30

- ① 主催者あいさつ、来賓あいさつ、顧問あいさつ 佐藤昭夫早稲田大学名誉教授、組合特別顧問
- ② 執行委員会からの経過報告、当面の運動方針、及び早稲田ユニオン分会結成の提案
- ③ 質疑・応答、討論、採択
- ④ 来賓(早稲田OG)挨拶 吉良よし子参院議員、水谷文自治労連女性部長
- ⑤ 拡大三役体制の承認、分会役員を選出
- ⑥ 分会役員の紹介、分会代表挨拶
- ⑦ 早稲田ユニオン分会結成宣言の提案・採択
- ⑧ 行動提起 (i. 9・26第5回団交への参加、ii. 第4号(資料)・第5号ビラの配布、iii. 組合員の拡大)